

パブリックコメント手続（ご意見の募集）

「茅ヶ崎市自治基本条例（素案）」について

パブリックコメント手続とは、市の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民のみなさまからご意見等を求め、寄せられたご意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見等を考慮して計画等の策定に反映するものです。

ご意見の募集期間

平成21年8月11日（火）～平成21年9月10日（木）

お問い合わせ：企画部 企画調整課 自治行政担当

電話0467-82-1111（代表）

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市自治基本条例（素案）策定までの経過と今後の流れ

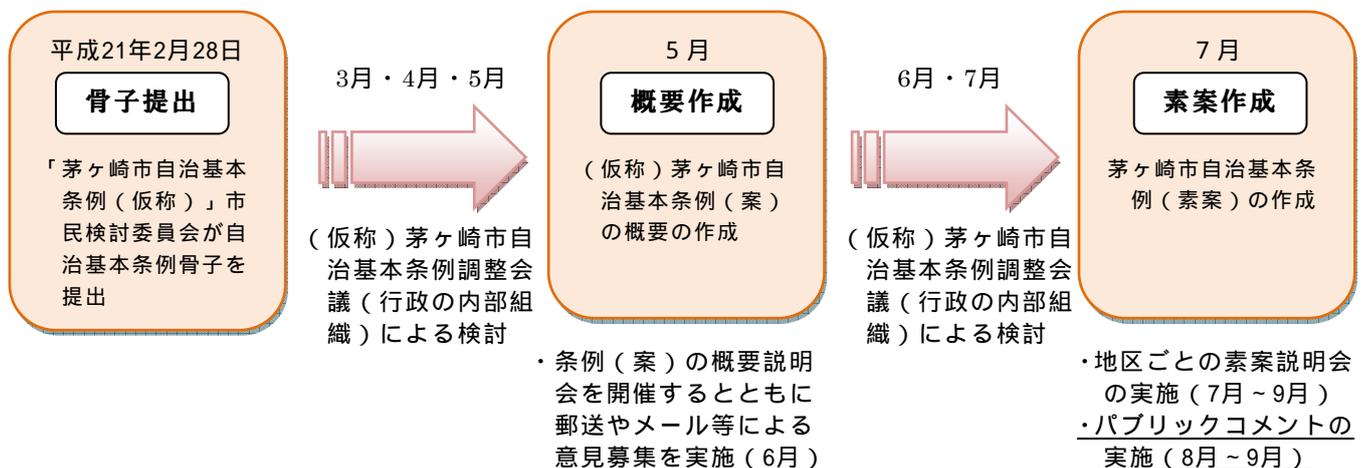
1 茅ヶ崎市自治基本条例（素案）の策定までの経過

公募の市民の皆さんによって構成された「茅ヶ崎市自治基本条例（仮称）」市民検討委員会から、3年7か月にわたる検討結果として、平成21年2月28日に、市長に条例骨子の報告がありました。

この報告を受け、市では行政の内部組織である（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例調整会議において、主に*5つの視点から報告いただいた条例骨子を検討し、5月に、（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）のあらましである市の条例（案）の概要を策定しました。

この条例（案）の概要に対し、広く市民の皆さまのご意見をお聞きするため、6月に説明会を開催するとともに、郵送やメール等による意見募集を行い、ここでいただいたご意見を踏まえて検討を行い、7月に、茅ヶ崎市自治基本条例（素案）を策定しました。

なお、説明会や意見募集によりいただいたご意見の内容は、企画調整課のホームページをご覧ください。（説明会及び意見募集の実施結果については[参考1]を参照）



* 次の「5つの視点」を基本として、市民検討委員会の骨子について検討を行いました。
条例は法律を踏まえてつくられるので、法律に規定されている事項は規定しないこととしました。
あいまいな表現は極力避けることとしました。
重複して規定されているものは整理することとしました。
この条例の目的との関係で規定すべき内容を精査することとしました。
各項目内又は各項目間で考え方の整合性がとれているか検討し、整理することとしました。

2 茅ヶ崎市自治基本条例（素案）に対するパブリックコメントの実施

市では、茅ヶ崎市自治基本条例（素案）について、広く市民の皆さまのご意見をお聞きするため、8月11日（火）から9月10日（木）の間において、パブリックコメントを実施します。このパブリックコメントで提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する茅ヶ崎市の考え方とともに、平成21年10月中旬頃公表します。

なお、7月18日から地区ごとの素案説明会も開催しています（地区ごとの素案説明会の日程については、[参考2]を参照）。

この素案についてのパブリックコメントや説明会でのご意見を踏まえ、茅ヶ崎市自治基本条例（案）を策定します。

[参考 1] (仮称) 茅ヶ崎市自治基本条例 (案) の概要の説明会及び意見募集の実施結果

ア 説明会の実施日及び参加者数

実施日 ・平成 21 年 6 月 20 日 (土)
 ・平成 21 年 6 月 21 日 (日)
 ・平成 21 年 6 月 23 日 (火)

参加者数 3 回の合計 延べ 134 名

イ 意見募集の期間及び寄せられた意見数

期間 平成 21 年 6 月 15 日 (月) ~ 26 日 (金)

寄せられた意見数 56 通 (項目にして 203 件)

ウ 説明会や意見募集によりいただいたご意見の内容

条例 (案) の概要の説明会や意見募集によりいただいたご意見は、企画調整課のホームページをご覧ください。

URL : <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/newsection/kikaku/contents/jichikihon/index/index.html>

[参考 2] 地区ごとの素案説明会の日程

地区名	日 時	場 所
鶴嶺西	平成 21 年 7 月 18 日 (土) 10 : 00 ~	鶴嶺東コミュニティセンター
小 出	平成 21 年 7 月 18 日 (土) 19 : 30 ~	小出地区コミュニティセンター
鶴嶺東	平成 21 年 7 月 19 日 (日) 9 : 30 ~	鶴嶺東コミュニティセンター
茅ヶ崎	平成 21 年 7 月 25 日 (土) 10 : 00 ~	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
浜須賀	平成 21 年 8 月 8 日 (土) 13 : 00 ~	浜須賀会館
海 岸	平成 21 年 8 月 8 日 (土) 15 : 30 ~	福社会館
小和田	平成 21 年 8 月 9 日 (日) 10 : 00 ~	小和田地区コミュニティセンター
松 浪	平成 21 年 8 月 11 日 (火) 20 : 00 ~	小和田公民館
湘 南	平成 21 年 8 月 23 日 (日) 10 : 30 ~	コミュニティセンター湘南
南 湖	平成 21 年 8 月 29 日 (土) 15 : 30 ~	南湖公民館
* 湘北	平成 21 年 8 月 29 日 (土) 18 : 30 ~	香川公民館
松 林	平成 21 年 9 月 5 日 (土) 19 : 30 ~	松林公民館

* 湘北地区における素案説明会は、8 月 30 日を予定していましたが、衆議院議員選挙が行われることとなったため、日程を変更いたしましたので、ご了承ください。

茅ヶ崎市自治基本条例(素案)

前 文

- 第 1 総則
 - 1 目的
 - 2 条例の位置付け
 - 3 用語の意味
 - 4 自治の基本理念
- 第 2 市民の権利及び責務
 - 5 市民の権利
 - 6 市民の責務
 - 7 事業者の責務
- 第 3 議会及び議員の責務
 - 8 議会の責務
 - 9 議員の責務
- 第 4 市長及び職員の責務
 - 10 市長の責務
 - 11 職員の責務
- 第 5 市政運営
 - 第 5 - 1 市政運営の基本原則
 - 12 市政運営の基本原則
 - 第 5 - 2 市政運営に関する諸制度
 - 13 説明責任
 - 14 情報共有
 - 15 情報の管理等
 - 16 市民参加
 - 17 政策法務等
 - 18 総合計画等
 - 19 財政運営等
 - 20 行政評価
 - 第 5 - 3 公正と信頼の原則
 - 21 行政手続
 - 22 苦情等への対応
 - 23 監査
 - 24 職員通報
- 第 6 市民の公益活動
 - 25 コミュニティ
 - 26 協働
 - 27 市民活動の推進
- 第 7 住民投票
 - 28 住民投票
- 第 8 国等との連携等
 - 29 国等との連携等
- 第 9 条例の検証等
 - 30 条例の検証等
 - 31 施行期日等

前 文

美しい海や緑豊かな丘陵に囲まれ、温暖な気候に恵まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、多くの先人のたゆまぬ努力によって、心豊かなまちとして発展してきました。

私たちは、先人から引き継いだ豊かな自然や文化、歴史を育みながら、すべての市民が社会のあらゆる活動に等しく加わることができ、共に責任を分け合うまち、お互いに支え合い、安全で安心して生活できるまち、かけがえのない子どもたちを明るく健やかに育ていけるまちを目指します。

私たちは、日々の暮らしの中で課題に直面したとき、一人でできることは一人で解決しますが、それでは解決が難しいときには、家族で支え合って、また、地域の人たちや同じような課題や考えを持った人たちなどと協力して解決します。

そして、それでも難しい課題は、私たちが選び、このまちを託した議会や市長などと協力して解決していきます。

少子高齢社会の到来など社会構造の転換期を迎え、私たちの目指すまちを実現するため、私たちは、市政への参加や多様な主体による連携、協力をより一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図り、持続可能な地域社会を創り上げていかなければなりません。

私たちは、このような認識の下、この茅ヶ崎市が私たちの意思と責任に基づいて、未来に向かって歩み続けるため、茅ヶ崎市の自治において最大限に尊重すべき基本条例として、この条例を制定します。

【趣旨説明】

前文は、この条例の制定の趣旨や基本的な考え方などを示すものです。

最初は、茅ヶ崎市の地理的、気候的な特徴を示し、この茅ヶ崎市が多くの先人の努力によって発展してきたこと、この先人から引き継いだ茅ヶ崎市の自然や文化、歴史をこれからも育みながら、茅ヶ崎市として目指すまちの姿を定めています。

次に、一人一人の取り組み、家族の支え合い、地域の人たちなどとの協力、議会や市長などとの協力が、こうしたまちを形成する上での基本的な取り組み姿勢となることを定めています。

そして、現状認識として、少子高齢社会の到来など社会構造の転換期を迎える中で、茅ヶ崎市の目指すまちを実現するためには、先ほどの基本的な取り組み姿勢を踏まえつつ、市政への参加や、市民と市又は市民相互といった多様な主体による連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図り、持続可能な地域社会を創り上げていかなければならないことを定めています。

最後に、このような認識の下に、未来へ向かって歩み続けるために、茅ヶ崎市の自治において最大限尊重すべき基本条例として、この条例を制定することを宣言しています。

第1 総 則

1 目的

- (1) この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等について定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

【趣旨説明】

条例の目的とは、この条例が取り扱う範囲を確定するとともに、この条例の解釈や運用の指針となるものです。

ここでは、この条例の目的を「地方自治の本旨にのっとり自治を推進すること」としました。

「地方自治の本旨」とは、「地域の政治及び行政が主権を有する市民の意思と責任に基づき、国から独立した法人格を有する地方公共団体により、自主的に行われること」をいいます。

この用語は、憲法や地方自治法で使用されている用語ですが、意味が分かりにくいという意見もありますので、「3用語の意味」(1)アにおいて、その意味を記載しました。

また、「自治」とは、自分たちの地域は自分たちで治めることをいいます。

そこで、この規定を簡潔に表現すれば、「この条例は、主権を有する市民がこの茅ヶ崎市を自分たちで治めていくことを推進することを目的とする」ものであるということになります。

2 条例の位置付け

- (1) この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たり、この条例の趣旨を尊重するものとするを定めます。
- (2) 市は、市の条例の制定、改廃若しくは施行又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

この条例を「茅ヶ崎市における自治の基本を定めるもの」と位置付け、市民及び市は、自治の推進に当たり、この条例の趣旨を尊重すること、また、市は条例や政策の策定等に当たり、この条例に定める事項を遵守しなければならないことを規定します。

また、この条例の位置付けを受けて、「17政策法務等」では、この条例の趣旨にのっとり、市の条例を体系的に整備することを規定しています。

なお、「最高規範」という用語を使用していないのは、「最高規範」という用語を使った場合、自治基本条例もその他の条例も同じ「条例」であり、両者の効力は同じであるにもかかわらず、自治基本条例が他の条例よりも効力が上であるという意味に解釈されるおそれがあることから、意味のあいまいな「最高規範」という用語は使用しなかったことによります。

3 用語の意味

- (1) この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによる。
- ア 地方自治の本旨 地域の政治及び行政が主権を有する市民の意思及び責任に基づき、国から独立した法人格を有する地方公共団体により、自主的に行われることをいう。
 - イ 市民 次に掲げるものをいう。
 - (ア) 茅ヶ崎市内に住所を有する者
 - (イ) 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (ウ) 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者
 - (エ) 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの
 - (オ) 市に対し納税の義務を負うもの
 - ウ 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。
 - エ 市政 市が行う活動の全体をいう。
 - オ 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【趣旨説明】

多くの方が読んでも同様の解釈となるよう、この条例で使用されている用語の意味を定めます。

(1) 「地方自治の本旨」について

「地方自治の本旨」の意味のうち、「地域の政治と行政が主権を有する市民の意思と責任に基づき行われる」というのは、いわゆる「住民自治」を、「地域の政治及び行政は、国から独立した法人格を有する地方公共団体により、自主的に行われる」というのは、いわゆる「団体自治」を表しています。

(2) 「市民」について

(ア)～(オ)のいずれかに該当していれば「市民」ということとなります。

茅ヶ崎市の自治は、茅ヶ崎市の住民だけによって担われ、支えられているわけではなく、そこで働き、学び、活動する方々と住民が一緒になって茅ヶ崎市の自治を担い、支えていますので、茅ヶ崎市の自治について規定する自治基本条例では、そうした方々も含めて「市民」とします。

また、「公益の増進に取り組むもの」とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に取り組む法人又は団体等をいい、具体的には自治会やNPOなどが該当しますが、これらも茅ヶ崎市の自治を担い、支えていますので、「市民」に含めることとします。これにより、自治会なども市政に関する情報を知る権利や市政への参加権を持つこととなります。

さらに、市に対して納税の義務を負うものも、「納税」という行為を通じて茅ヶ崎市の自治を担っていますので、「市民」に含めることとします。

(3) 「市長等」について

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会は、法律上は「執行機関」といわれるものですが、分かりやすいように「市長等」と表現することとします。

4 自治の基本理念

- (1) 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないことを定めます。
 - ア 主権を有する市民の意思と責任に基づき、自立した地域社会の形成を図ること。
 - イ すべての市民が等しく地域社会の形成に加わることができること。
 - ウ 市民が相互に、又は市民及び市が連携し、又は協力することにより地域の福祉の向上を図ること。

【趣旨説明】

茅ヶ崎市における自治を推進していく上での基本的な考え方を「自治の基本理念」として定めています。

茅ヶ崎市における自治は、市民自身による自治と議員及び市長の選挙を通じて主権を有する市民から市へ信託された自治によって構成されていますが、その両方に共通する考え方を理念として規定しています。

なお、ウでいう「福祉」とは、高齢者福祉や児童福祉といった狭義での福祉を指すものではなく、より広く市民全体の利益をいいます。これは、「9議員の責務」や「10市長の責務」に規定されている「福祉」と同じ意味です。

第2 市民の権利及び責務

5 市民の権利

- (1) 市民は、市政に関する情報を知る権利を有することを定めます。
- (2) 市民は、市政に参加する権利を有することを定めます。

【趣旨説明】

「1 目的」で定めたように、この自治基本条例は、自分たちの地域は自分たちで治めるという「自治」を推進することを目的にするものなので、市民がこの茅ヶ崎市を自分たちで治めていくために必要となる権利として、「情報を知る権利」と「市政に参加する権利」を規定します。

「情報を知る権利」を具体化するものとして、「14情報共有」では、市は、市民が容易に、かつ等しく市政に関する情報を受けられるような措置を講じることや、市が管理する情報の公開の求めに対して情報公開条例に基づき情報を公開することなどについて規定しています。

また、「市政に参加する権利」を具体化するものとして、「16 市民参加」では、市民が市の条例や政策の策定等の過程に参加するための多様な方法の整備や男女の参加の機会均等、子どもや障害者などの参加の機会の確保などについて規定しています。

6 市民の責務

- (1) 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとするを定めます。
- (2) 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市民は自治の主体ですが、それゆえに自治を推進するための活動に主体的に取り組む責任があること、また、市政に参加する権利を持つことに伴い、他のものの意見や行動を尊重し、自らの発言や行動について責任があることを規定します。

7 事業者の責務

- (1) 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとするを定めます。

【趣旨説明】

事業活動を行うものは「市民」に含まれますので、市民の権利や責務をはじめ、「市民」について規定されている事項は、「事業活動を行うもの」にも適用されます。

したがって、ここで規定されている内容は、事業活動を行うものが、当該事業活動を行うにあたっての特有の責務となります。

こうした規定を設けたのは、同種の行為の反復継続を意味する事業活動は、それゆえに地域社会に与える影響も少なくないことから、「事業活動における地域社会との調和」について規定するものです。

なお、「地域社会との調和」とは、地域における社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）や自然環境との調和をいいます。

第3 議会及び議員の責務

8 議会の責務

- (1) 議会は、主権を有する市民を代表する議員により構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならないことを定めます。
- (3) 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市長とともに二元代表制の一翼を担う議会の責務について規定します。

議会は、各々の議員により把握された地域の課題や市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に運営されることや、議会の重要な権能である条例を制定する権能や市長等の事務執行を監視する権能のほか、議会に付与された権能の行使に努めることなどについて定めています。

なお、「第5 市政運営」にある、「13説明責任」、「14情報共有」、「16市民参加」など、「市は、…」と規定されているものは、議会にも適用されます。

9 議員の責務

- (1) 議員は、主権を有する市民の負託にこたえるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならないことを定めます。
- (2) 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。
- (3) 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

議会の構成員として、直接選挙によって選出され、市の重要な意思決定に加わる資格を有する議員について規定します。

議員は、主権を有する市民の負託にこたえ、市民の福祉の向上を図るため、地域の課題や市民の多様な意見を的確に把握すること、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行することについて規定します。

また、調査研究活動や立法活動などのほか、先に「8議会の責務」で規定した議会の責務を果たすために必要な活動を積極的に行うよう努めることについて規定しています。

なお、「政治倫理」については、議員の自律性の問題ですので、規定しないこととします。

第4 市長及び職員の責務

10 市長の責務

- (1) 市長は、主権を有する市民の負託にこたえるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならないことを定めます。
- (2) 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。
- (3) 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応することができる知識及び能力を持った職員を育成しなければならないことを定めます。
- (4) 市長は、毎年度、市の行政運営の基本方針を定め、これを市民に公表しなければならないことを定めます。
- (5) 市長は、政治倫理の向上に努めなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市の執行機関の一つであるとともに、市の代表者でもある市長の責務を定めます。

市長は、主権を有する市民の負託にこたえ、市民の福祉の向上を図るため、地域の課題や市民の多様な意見を的確に把握すること、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行すること、市長の補助機関である市の職員が地域の課題や市民の多様な意見に対応できるよう育成することなどについて定めます。

11 職員の責務

- (1) 市の職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。
- (2) 市の職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならないことを定めます。
- (3) 市の職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

職員が、法令や条例、規則などを遵守しなければならないことは当然のことですが、この条例が自治の基本を定めたものであるという位置付けにかんがみ、「この条例を遵守」することを定めます。

第5 市政運営

第5 - 1 市政運営の基本原則

1 2 市政運営の基本原則

(1) 市政は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則に基づいて運営されなければならないことを定めます。

ア 市政は、市民への説明の下に運営されること。

イ 市政に関する情報は、市民及び市により共有されること。

ウ 市政は、市民の参加の下に運営されること。

【趣旨説明】

茅ヶ崎市における自治を推進していく上での基本的な考え方を定めた「4自治の基本理念」にのっとり、茅ヶ崎市における自治の一部である市の活動に共通する基本的な原則を規定します。

市政は主権を有する市民の信託に基づくものであることから、市政運営の基本原則として、「市政説明の原則」、「情報共有の原則」及び「市政参加の原則」を規定しています。

第5 - 2 市政運営に関する諸制度

1 3 説明責任

(1) 市は、市政に関する事項について、市民に説明するものとするを定めます。

(2) 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

「市政説明の原則」については、「12市政運営の基本原則」の(1)アで規定しましたので、ここではそれを具体化する規定として、市が市政について自ら説明すること、また、市民から説明の求めがあったときは、速やかに応答することを規定します。

「速やかに」とは、「できるだけ早く」という意味ですが、「期限を定めて」としていないのは、国等と調整をしなければ応答できない事案など、あらかじめ期限を定めることができない場合もあるからです。

1 4 情報共有

- (1) 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないことを定めます。
 - ア 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めること。
 - イ 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
 - ウ 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由がある場合は、この限りでない。
 - エ 市が管理する情報の公開を求められた場合に、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

【趣旨説明】

市民と市が情報を共有することは、市民が市政に参加する前提として重要なことですから、ここに規定します。

「情報共有の原則」については、「12市政運営の基本原則」の(1)イで規定しましたので、ここではそれを具体化する規定として、市民と市が市政に関する情報を共有するための手法について規定します。

情報共有の手段として、「情報の提供」、「会議の原則公開」、「情報の公開」の3つを規定するとともに、情報の提供に当たっては、市民が容易に情報の提供を受けられるようにすること、また、等しく情報の提供を受けられるようにすることについても規定しています。

ウにおける「附属機関」とは、審議会に代表されるように、法律又は条例の定めるところにより、諮問、審査又は調査などのために設置された機関をいい、「これに類するもの」とは、法律又は条例に基づかず、市民等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として設置された委員会、協議会等をいいます。

また、「非公開とする合理的な理由がある場合」とは、法令等によりその会議が非公開とされる場合、個人情報を取り扱う場合などをいいます。

1 5 情報の管理等

- (1) 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならないことを定めます。
- (2) 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておくよう努めなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市政に関する情報を適正に取り扱うこと、また、正確な情報に基づいて市政を行うことは、市政運営の基本ですので、市政に関する情報の収集や、市が保有する情報の管理などを適正に行うこと、また、市が保有する情報を正確に保つことなどを規定します。

なお、市政に関する情報又は市が保有する情報には個人情報も含まれますので、この規定は、個人情報についても適用されます。

16 市民参加

- (1) 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続（市の計画等の策定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにすることをいう。）、意見交換会その他の市民参加（市民が市の条例の制定、改廃、施行若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなければならないことを定めます。
- (2) 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならないことを定めます。
- (3) 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならないことを定めます。
- (4) 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならないことを定めます。
- (5) (1)から(4)に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨説明】

地方分権の進展に伴い、政策や行政サービスの内容などについて地方公共団体が自ら決定できる範囲が拡大し、「自己決定・自己責任」の原則の下に、地域の実情にあった政策の展開ができるようになりました。そこで、市民の意見を反映した政策や行政サービスなどを実施するため、市民の参加に基づく市政運営の仕組みをより一層推進することが必要とされますので、市民参加について規定します。

市民の「市政参加の原則」については、「12市政運営の基本原則」の(1)ウで規定しましたので、ここではそれを具体化する規定として、市民が市の条例の制定改廃、施行、評価や政策の策定改廃、実施、評価の過程に参加することについて規定します。

具体的には、パブリックコメント手続や意見交換会など、市民参加のための多様な方法の整備や参加しやすい環境の整備、また、参加の機会の平等などについて定めています。

なお、「等しく市政に参加する機会」とは、男女の参加の機会均等、子どもや障害者などの参加の機会の確保などをいいます。

また、ここでは、市民参加に係る基本的な事項を定めたものであり、市民参加の方法や参加しやすい環境の整備など、その詳細については、別に条例で定めることとします。

17 政策法務等

- (1) 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを運用するとともに、条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を適切に制定し、又は改廃するものとするを定めます。
- (2) 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を市民に公表しなければならないことを定めます。ただし、公表しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 市は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

地方分権の進展に伴い、政策や行政サービスの内容などについて地方公共団体が自ら決定できる範囲が拡大しましたが、このことは、法令の解釈・運用や条例制定などについても「自己決定・自己責任」の原則が当てはまることを意味しますので、法務についての基本的な考え方をここで規定します。

「地域の課題を解決するため……」とは、法令等を地域の課題を解決するための手段としてとらえ、そのために法令を解釈し、条例等を制定、改廃することをいいます。

また、ここでは、自治基本条例のような市の基本的な制度を定める条例などの制定、改廃に着手する場合は、その趣旨を公表することについても規定します。

なお、「公表しないことについて合理的な理由がある場合」とは、年度末における地方税法の改正に伴い市税条例の改正を行う場合のように、その趣旨を公表するいとまがない場合や、市の条例が法令等を引用している場合に、法令等の改正に伴い、条例の法令等を引用している箇所を修正する場合のような軽易な改正を行う場合などのことです。

なお、この条例の趣旨にのっとり、市の条例を体系的に整備することについても規定しています。

18 総合計画等

- (1) 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、市の政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。
- (2) 総合計画は、市の財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならないことを定めます。
- (3) 市の行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならないことを定めます。
- (4) 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (5) 市長は、総合計画の進行を管理し、その結果を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (6) 市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市の行政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める総合計画などについて規定します。

ここでは、総合計画の策定や改定に当たっては、財政の見通しと整合を図ること、策定や改定に着手する場合はその趣旨を公表すること、策定又は改定の後には、その進行管理をしなければならないことを規定しています。なお、「総合計画の進行管理及びその公表」には、政策ごとの予算・決算資料の作成やその公表が含まれています。

また、行政の各分野における政策を定める計画（いわゆる「個別計画」）は、総合計画と整合を図って策定や改定がされなければならないことも規定しています。

さらに、市の政策は、原則として総合計画に位置付けられていなければならないとされたことで、市の政策は、総合計画の下に、計画的、総合的に推進されることとなります。

なお、「13説明責任」、「14情報共有」、「16市民参加」の規定は、総合計画にも適用されますので、総合計画の策定や改定を行う際には、市は、説明責任を負うとともに、情報提供を積極的に行い、また、市民参加の下に進められることとなります。

19 財政運営等

- (1) 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることにかんがみ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市の行政を運営するとともに、市の財政状況について、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に市の財政を運営しなければならないことを定めます。
- (3) 市長は、市の財政の見通しを策定し、当該見通し、「20 行政評価」(1)で定める評価等を踏まえて予算を編成しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市政が円滑に運営されるためには健全な財政運営を確保する必要があるため、財政運営の基本的な考え方などを規定します。

市政の運営は、現在及び将来の市民が負う市税や負担金や使用料などの上に成り立っていますので、市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営しなければならないことはもちろんのこと、市の財政状況について、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めます。

また、市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を行うため、市の財政の見通しを作成すること、また、予算編成に当たっては、当該財政の見通しや行政評価の結果などを踏まえなければならないことを定めています。

20 行政評価

- (1) 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、市の政策について評価を実施しなければならないことを定めます。
- (2) 市長等は、(1)の評価の結果を政策に反映させるものとするを定めます。
- (3) 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならないことを定めます。
- (4) 市長は、(1)による評価の結果を市民に公表しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

効果的で効率的な行政を推進するため、市の政策について、必要性、効率性、有効性などを評価する行政評価を実施することを規定します。

また、行政評価に当たっては、市民や学識経験を有する者による評価の仕組みを整備することも規定します。

「18総合計画」、「19財政運営等」、「20行政評価」において、総合計画、財政運営、行政評価の相互の関係が明らかにされたことにより、市政運営の基本となるマネジメントサイクルの仕組みが確立されることとなります。

第5 - 3 公正と信頼の原則

2.1 行政手続

- (1) 市長等は、市の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市の行政運営の公正を確保し、透明性の向上を図るため、市長等が行う処分等に関する手続が行政手続法又は行政手続条例に基づいて適正に行われなければならないことを規定します。

なお、処分等に関する手続とは、処分、行政指導、届出などをいいます。

2.2 苦情等への対応

- (1) 市長等は、市の行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならないことを定めます。
- (2) 市長は、毎年度、(1)の苦情等の内容を取りまとめ、市民に公表しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

行政運営における市民の信頼の向上を図るため、市の行政運営に関し苦情等があったときは、市長等は速やかに状況確認を行い、必要に応じて業務を改善するなど、適切な措置を講ずることについて規定します。

また、市の行政運営に関する苦情等をとりまとめ、市民に公表することを規定します。

2.3 監査

- (1) 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、市の事務の執行について監査を行うものとするを定めます。
- (2) 監査委員は、監査の結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

監査を充実するため、いわゆる財務監査などのほかに、「市の事務の執行について監査」を行うことや、監査の結果を分かりやすく市民に公表することについて定めます。

なお、「市の事務の執行についての監査」とは、いわゆる行政監査のことであり、一般行政事務について、その適正、効率性、能率性の確保等の観点から行う監査をいい、これまで一般的に行われてきた予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理などに関する財務監査とは、その内容が異なります。

2 4 職員通報

- (1) 市の職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとするを定めます。
- (2) 市は、市の職員が(1)の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないように適切な措置を講じなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市政運営の公正を保ち、市民から信頼される市政を確保するため、市の内部の自浄作用として、職員通報を規定します。

この規定の趣旨は、自浄作用によって市政の公正や信頼を確保しようとするものですから、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法令の遵守等を目的とする公益通報者保護法とは趣旨が異なりますし、それに応じて通報の対象範囲も異なりますので、「公益通報」という用語は使用せず、「職員通報」としています。

公益通報者保護法の対象になっていない「不当な行為」を通報の対象にしているのも、制度の違いによるものです。

通報の対象となる行為は、市政の運営に関する行為ですので、市の職員の行為はもちろん、職員に限らず市政運営に関わっている指定管理者や市の業務を請け負っている事業者、市から補助金を受けている団体などの行為も含まれます。

また、通報先となる「市長があらかじめ定めた者」とは、弁護士などの第三者を想定していません。

第6 市民の公益活動

2.5 コミュニティ

- (1) 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ（市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。）が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならないことを定めます。
- (2) 市民は、自主的な判断に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとするを定めます。
- (3) 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

本来、公益の増進に取り組むコミュニティは、市民による自治として重要な意味をもっていますが、少子高齢社会の到来などにより、地域のコミュニティの活性化を図り、各地域の地域力を向上することはますます重要な課題となっています。

そこで、公益の増進に取り組む自治会やNPOなどのコミュニティについて、市民及び市は、その活動を尊重すること、市民は、自主的な判断によりコミュニティの活動に参加、協力するよう努めることについて定めます。

なお、「自主的な判断に基づき、……努めるもの」とされていますから、参加、協力を強制されるものではありません。

また、公益の増進に取り組むコミュニティは、自治の担い手ですから、そこから出された意見の重要性にかんがみ、提出された意見の取り扱い方についても規定しています。

なお、「コミュニティ」には私的なつながりも含まれますが、自治基本条例で対象とするコミュニティは、これらのうち、自治の担い手として公益の増進に取り組んでいるコミュニティとします。

2.6 協働

- (1) 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重するとともに、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 市民は、自主的な判断に基づき、地域の課題を解決するため、相互に連携し、又は協力するよう努めるものとするを定めます。

【趣旨説明】

少子高齢社会の到来などにより、市民と市が、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、連携、協力する「協働」はますます重要になりますので、ここで規定します。

また、市民自身による自治として、地域の課題解決のため、自治会、NPO、事業者などの市民が相互に連携、協力する「市民相互の協働」も重要ですので、ここで規定します。

2.7 市民活動の推進

- (1) 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとするを定めます。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

【趣旨説明】

地域力の向上を図るため、市民自身による自治である公益の増進に取り組む市民活動について、市が適切に支援するよう努めることを定めます。

この「市民」には、自治会やNPOなど、公益の増進に取り組むコミュニティが含まれますので、市は、これらの活動の支援に努めることとなります。

また、コミュニティの活動のみにとどまらず、それが地域における公益の増進に取り組む市民活動であれば、市は支援に努めることとなります。

なお、支援のための「適切な措置」とは、活動の場の提供、財政的支援、情報の提供、人材の育成などをいいます。

第7 住民投票

2.8 住民投票

- (1) 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。
- (2) 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならないことを定めます。
- (3) 市は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

市政は主権を有する市民の信託に基づくものですから、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する住民投票について規定します。

この規定は、条例を制定することにより住民投票ができることを確認するものであり、常設の住民投票条例を制定するのか、事案ごとに住民投票条例を制定するのかについては規定していません。

住民投票を自治基本条例で扱う場合、常設の住民投票条例の制定を規定するかどうか重要な論点になりますが、それを判断するためには、その前提として、住民投票の対象を何にするか、住民投票の発議者は誰か(住民か、議会か、市長か)、住民の発議要件を投票権者数のどのくらいの数にするか、投票資格者の年齢をいくつにするか、住民投票の成立要件をどうするかなどについて、十分議論が為されている必要があります。

しかしながら、現時点では、市民、議会、行政において、これらの点について議論が深まっているとはいえ、共通認識ができていないといえますので、常設の住民投票条例を制定するのか、事案ごとに住民投票条例を制定するのかについては、今後、市民、議会、行政の間で議論を進めていくこととなります。

なお、ここでいう「住民」とは、在学者、在勤者、法人、団体などを含む「市民」より範囲を限定した者を想定しています。

第8 国等との連携等

2.9 国等との連携等

- (1) 市は、共通する課題を解決し、又は行政サービスの向上を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならないことを定めます。
- (2) 市は、市の課題の解決に国際社会における取組が密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとするを定めます。

【趣旨説明】

広域的に対処することにより茅ヶ崎市の課題の解決や市民サービスの向上につながるものにつ

いて、国や県又は他の市町村との連携、協力を努めることを定めています。

また、茅ヶ崎市における課題の解決と国際社会における取組とが密接に関係している場合もあることから、市は、状況に応じて、国際社会との連携、協力を推進するよう努めることについて定めます。

第9 条例の検証等

30 条例の検証等

- (1) 市は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならないことを定めます。
- (2) 市は、(1)の規定による検証の結果及び(1)の規定により講じようとする措置（措置を講じない場合にあっては、その旨）を市民に公表しなければならないことを定めます。
- (3) 市は、(1)の規定により措置を講じようとするときは、(1)の規定による検証の結果及び当該講じようとする措置（措置を講じない場合にあっては、その旨）について、市民及び学識経験を有する者の意見を聴かななければならないことを定めます。
- (4) 市長は、(1)の規定による検証の結果、(1)の規定により講じた措置（措置を講じない場合にあっては、その旨。(5)において同じ。)及び(3)の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならないことを定めます。
- (5) 市は、(1)の規定により講じた措置及び(3)の規定により聴いた意見を市民に公表しなければならないことを定めます。

【趣旨説明】

この条例が形骸化しないよう、この条例が適切に施行されているか、また、この条例の規定が自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要に応じて適切な措置を講じることを規定します。また、その場合には、議会や市民への報告、公表、意見聴取を通じて、議会や市民全体が検証や適切な措置が講じられたかを監視することとします。

この条例の検証等を行う場合、そのための機関を設置することが考えられますが、自治基本条例が規定する情報共有、市民参加、総合計画、協働などの多くについては、既に審議会が設置されていること、検証等を行う機関が市長の附属機関である場合、議会に関する事項については検証等を行うことができないこと、自治の根幹を定める自治基本条例の検証、見直しを少人数の委員による機関が担うのは疑問があることなど、その有効性や妥当性には疑問がありますので、そうした機関は設置しないこととします。

また、条例の検証の期間を「4年を超えない期間」としたのは、市長等をチェックするのは、本来、議会の役割ですから、議員の任期である4年に1回は、議会のチェックを受けることとしたものです。

ただし、この条例が施行されてからの数年間は、新たな条例の制定や制度の創設など、さまざまな仕組みを作っていくことが必要になりますので、これらの仕組みづくりが適正に進められているかチェックするため、最初の検証等については3年以内に行うこととし、「31施行期日等」のところで、その旨を定めています。

《条例の検証等の流れ》

市がこの条例の検証を行う。 …… (1)

市は、検証の結果と検証の結果、講じようとする措置（措置を講じない場合はその旨）を市民に公表する。 …… (2)

市は、検証の結果と講じようとする措置（措置を講じない場合にあってはその旨）について、あらかじめ市民及び学識経験者の意見を聴く。 …… (3)

市は、検証の結果と市民や学識経験者の意見を踏まえて措置を講じる。 (1)

市長は、検証の結果、講じた措置（措置を講じない場合にあってはその旨）、市民や学識経験者の意見を議会に報告する。 …… (4)

市は、講じた措置（措置を講じない場合にあってはその旨）と市民や学識経験者の意見を市民に公表する。 …… (5)

3 1 施行期日等

- (1) この条例は、平成 年 月 日から施行することを定めます。
- (2) この条例の施行後、最初に行う検証等については、この条例の施行の日から3年以内に行うことを定めます。